

『把握される生命保険の契約者変更今年1月以降は支払調書の対象に』

2018年1月以降の生命保険の契約者変更は税務署に全て把握される。これは、2015年度税制改正において保険に関する調書制度の見直しが行われ、「保険会社は、保険契約者の死亡により契約者の変更が行われた場合や生命保険契約等の一時金の支払いが行われた場合には、契約変更等の情報を記載した調書を作成し税務署に提出すること」とされたためだ。この改正は、2018年1月1日以後の契約者変更について適用される。

保険金が支払われれば保険会社から税務署に支払調書が提出されるが、これまでは契約者変更だけでは支払調書は発生せず、納税者自ら申告しない限り税務署が契約者変更の事実を把握できなかった。例えば、親が契約者、子が被保険者や、子が契約者・被保険者で親が保険料負担者というケースでは、親が死亡しても保険金は支払われないが、解約返戻金等相当額が「生命保険契約に関する権利」として相続財産やみなし相続財産となり相続税の課税対象となる。しかし、保険会社から支払調書が提出されないため国税当局による把握も難しかった。

また、生命保険の契約者と被保険者が異なるケースで契約者が死亡した場合、保険契約は相続人等に引き継がれるが、その後、保険事故の発生で保険金が支払われた場合、保険金受取人は保険金から自分が支払った保険料を差し引いて所得計算するが、その際、契約変更前の契約者が支払った保険料も経費に含めてしまうケースが少なくなかったという。



『海外事業展開アンケート 海外一服感、国内事業に目も』

ジェトロでは各国のビジネス環境、外国人材の活用、デジタル技術の活用等について、9,981社を対象にアンケート調査を実施した。(回答3,195社、内中小企業2,591社)結果概要は以下の通り。

(1) 今後(3年程度)の輸出方針は「さらに拡大を図る」企業が67.8%、2年連続減少で一服感。一方国内事業展開方針は、「拡大を図る」が61.4%で初めて6割を超えた。(2) 個別進出国・地域では、ベトナムの比率(37.5%)が3年連続増加で2位に。中国(49.4%)は引き続き首位。タイやインドネシアは事業拡大意欲が鈍化。米国・メキシコは拡大意欲が低下した。(3) 大企業では既存の中国ビジネス拡充、新規検討する比率が62.5%と2年連続増加。理由は「市場規模・将来性」「中国人の所得増加に伴うニーズ変化」「事業が軌道にのっている」等もあった。(4) 今後技術的に影響が大きいものとして、電子商取引、IOT、ロボット、人工知能、3Dプリンター、フィンテック、ビッグデータの順が挙げられた。そのうち大企業ではIOT、中小企業はECが最多。活用課題はすべての技術において「人材不足」「導入・運用コスト」が他を圧倒している。(5) 約半数の企業が外国人社員を雇用、中長期的には幹部人材ニーズも。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com